

# 第27回 石巻地域合併協議会議事録

開催日 平成17年2月24日(木)

場 所 石巻ルネッサンス館 マルチ交流ホール

## 第27回 石巻地域合併協議会 会議録

開催日 平成17年2月24日(木)  
会場 石巻ルネッサンス館 1階 マルチ交流ホール  
開会 午前 9時30分  
閉会 午前11時05分

出席者

・ 会長

土井 喜美夫

・ 委員

阿部 純 孝	武者 賢 三	太田 実	神山庄一郎
千葉 貞 雄	渡邊 養 一	小出 正 夫	山下 壽 郎
藤本 忠 夫	山下 三和子	生出 太一郎	橋浦 清 元
三浦 總 吉	阿部 仁 州	大橋 邦 雄	今井 多貴子
平塚 義 兼	若山 憲 彦	西條 一 正	酒井 一 郎
高橋 冠	佐藤 功	武山 吉 夫	千葉 五 郎
武山 松 義	木村 富士男	渥美 義 孝	遠藤 銀 一
阿部 敏 男	萬代 壽 一	石垣 仁 一	松田 孝 志

・ 幹事長

若山 俊 治

・ 副幹事長

佐藤 文 志      本 木 忠 義

欠席者

・ 委員

佐藤 健 児      松 川 昭      高 橋 左 文      齋 藤 賢 仁

事務局職員

木村 耕 二	植松 博 史	鈴木 文 也	石川 文 彦
木村 義 則	多田 恭 子	斎藤 峰 好	阿部 浩 樹
遠藤 正 啓	佐々木 康 夫	阿部 陽 一	高橋 真
大塚 智 也	菅原 由 行	高橋 修 司	高橋 晃
及川 武 彦	佐々木 道 幸	佐野 進	

説明要員

大槻 英 夫      今野 拓 司      阿部 元 信      田代 方 政  
勝 又 康

## 議事日程

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 議 事

#### ( 1 ) 報告事項

報告第80号

新市の行政組織及び公共施設の名称について

報告第81号

公共的団体等の調整状況について

報告第82号

新市における特別職及び一般職の職員の旅費について

#### ( 2 ) 調整結果報告事項

##### 修正分

調整結果報告第27号

高齢者福祉事業の取扱い(協定項目25-12)について(その2)

調整結果報告第19号

補助金・交付金等の取扱い(協定項目17)について

##### 新規分

調整結果報告第38号

一般職の職員の身分の取扱い(協定項目10)について

調整結果報告第39号

上水道事業の取扱い(協定項目25-24)について

#### ( 3 ) その他

条例・規則等の整備状況について

過疎地域とみなされる市町村の指定について

第28回 石巻地域合併協議会の日程について

平成17年3月14日(月) 午前9時30分～ 石巻ルネッサンス館

### 5 その他

### 6 閉 会

## 1. 開会

司会 開会に先立ちまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日の会議資料は、事前に配布いたしております第27回協議会会議資料、別冊資料の新市の行政組織及び公共施設の名称と、本日配布いたしております第26回協議会会議録でございます。

ただいまから第27回石巻地域合併協議会を開会いたします。

会議でございますが、委員総数37名のうち欠席の報告がございましたのは4名でございます。従いまして、本日の会議には33名の方の御出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の規定により会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

## 2. 会長あいさつ

司会 それでは、当協議会の会長であります土井石巻市長から御挨拶を申し上げます。

土井会長 どうもおはようございます。第27回石巻地域合併協議会を開催するにあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

時節柄、各市町におかれましては2月定例会、あるいはその準備にときわめてお忙しい中、合併協議会に御出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

合併協定調印後、この協議会では合併時まで調整するとしていた協定項目の細部の調整方針を中心に御審議をお願いしてまいりましたが、懸案でありました水道料金の取扱いも関係町との協議が整い、本日その調整結果を報告させていただくこととしており、これで協定項目関係の調整方針はすべて出揃ったところでございます。

4月1日の合併まで残すところあとわずかでございますが、合併協議会は本日も含めて残り2回の開催を予定しております。新市の円滑な船出を迎えるためには、新市の例規などまだ詰め協議をお願いするものが残っておりますので、委員の皆様には新市誕生を控え、何かとあわただしいこととは存じますがよろしく御審議いただきますようお願いを申し上げまして、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

## 3. 会議録署名委員の指名

司会 次に、会議録署名委員の指名でございますが、指名は議長が行うこととなっております。

りますので、協議会規約第10条第2項の規定により、これからの進行を土井会長にお願いいたします。

土井議長 それでは暫時の間、議長を務めさせていただきます。

はじめに、次第3の会議録署名委員の指名でございますが、会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、お2人を指名させていただきます。

河南町の阿部仁州委員、牡鹿町の萬代壽一委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

#### 4．議事

##### (1) 報告事項

- ・報告第80号 新市の行政組織及び公共施設の名称について

土井議長 それでは、次第4の議事に入らせていただきます。

はじめに(1)の報告事項でございますが、報告第80号 新市の行政組織及び公共施設の名称についてを事務局から報告をさせます。

鈴木調整担当次長 それでは、別冊に準備してございます新市の行政組織及び公共施設の名称の資料を御準備いただきたいと思っております。

新市の行政組織図につきましては、12月22日開催の第24回協議会におきましてその案をお示ししているところでございますけれども、今回はその最終案、これとあわせまして新市の公共施設の名称も固まりましたので御報告させていただくものでございます。

ページをおめくりいただきたいと思っております。

まず、新市の行政組織図でございます。こちらは市長、助役、それからまず本庁の各部あるいは各総合支所を部等名のところに記入してございまして、次に本庁の各課、それから総合支所の各課名を記入してございます。次に、右側にその各課の主な事務を記載してございます。それから右側でございますけれども、本庁及び各総合支所の各課に連なります行政機関及び所管いたします公共施設名をここに整理させていただきますまして提案させていただいてございます。こちら1ページは本庁の行政組織、2ページ、3ページは主に各総合支所関係でございます。4ページ、5ページに本庁の行政組織の方を記させていただいております。6ページ、7ページには教育委員会所管関係を記入させていただいております。8ページの方には市議会、選挙管理委員会

等の各種行政委員会の組織をこのように整理させていただいております。

また、9ページ以降につきましては各行政機関あるいは公共施設の名称、現在の名称それから新市になりましての名称、それから現在の住所それから新市における住所表記、そちらを各分類ごとに整理させていただきます。なお、一番右側には新市所管部署の部及び所管課名を各公共施設ごとに整理させていただいてるところでございます。こちら9ページから28ページまで、トータル598施設、整理させていただいてるところでございます。

以上、大変概略ではございますけれども報告とさせていただきたいと思っております。

土井議長 ただいま事務局から報告がありました。内容について何か御質疑ございませんか。

(高橋(冠)委員 挙手)

土井議長 はい、高橋(冠)委員。

高橋(冠)委員 確認も含めましてお伺いします。

1ページの、市役所内の総務部の工事検査室が単独でございますが、これにつきましては各総合支所分の工事も担当するものかどうか、その辺を伺います。

鈴木調整担当次長 各総合支所の工事検査につきましても、この総務部にございます工事検査室の方で担当するというようにしてございます。

(高橋(冠)委員 挙手)

土井議長 はい、高橋(冠)委員。

高橋(冠)委員 それでは、関連してお伺いします。

入札に関してでございますが、入札に関しましては各総合支所で計画、予算化したものは各総合支所で行うのか、それとも市独自一本で行うものか、その辺確認しておきたいと思っております。

鈴木調整担当次長 現在のところ、本庁の管財課の方で一本で契約手続きの方は進めるということにしてございます。

(高橋(冠)委員 挙手)

土井議長 はい、高橋(冠)委員。

高橋(冠)委員 そういたしますと、当然ながら指名委員会制度あるいは入札執行者についても市独自一本で行うということによろしいですか。

鈴木調整担当次長 はい、そのように考えてございます。

高橋（冠）委員 はい、分かりました。

土井議長 そのほかございませんか。

（千葉（五）委員 挙手）

土井議長 はい、千葉（五）委員。

千葉（五）委員 これはちょっと質問なんですけれども、各総合支所の課がいろいろ各総合支所によって課の名称がずいぶんばらばらじゃないか。例えば、桃生町の市民福祉課、北上町ですと保健福祉課とか、これは統一する必要はないんですか。どういうわけでこういうふうに違う名称をもってるのでしょうか。

大槻総務専門部会長 総務部会長をしております大槻と申します。

ただいまの御質問でございますが、まず合併時におきましては住民の皆さん方に戸惑いをもたせないということから、現在の役場の組織をそのまま尊重しまして、当座はそのまま引き継ぐというふうに考えたものでございます。

土井議長 よろしいですか。

千葉（五）委員 いずれは統合する、調整するということですか。

大槻総務専門部会長 はい、いずれ全体の組織機構を改革する中で整理をしていきたいという考え方でございます。

土井議長 よろしいですか。

千葉（五）委員 はい。

土井議長 そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

・報告第81号 公共的団体等の調整状況について

土井議長 ないようですので、次に報告第81号 公共的団体等の調整状況についてを事務局から説明をさせます。

植松総務担当次長 それでは、本体資料の3ページを御覧いただきたいと思います。

報告第81号といたしまして、公共的団体等の調整状況について御報告するものでございます。

内容につきましては、まず4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。

上の方に、合併協定の中の調整方針が書いてございますが、まず公共的団体等の取扱いにつきましては、新市の一体性を確保するというために、それぞれの実情を尊重しながら、大きく分けて(1)と(2)、2つのおりの調整の内容になってございます。

(1)のところでは、1市6町の中で共通している団体は、できる限り合併時に統合できるように調整に努めると。ただし、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合または再編するように調整に努める。なお、統合または再編に時間を要する団体は、将来の統合または再編に向けて検討が進められるように調整に努める。それから、右側に移りまして(2)でございますが、各市町独自の目的をもった団体は、現行のとおりとなっておりまして、各分科会で把握しております現時点での調整の状況を表のとおり取りまとめたものでございます。表の見方といたしましては、一番左端に総務関係、財務関係等その分野ごとに区分けしてございます。それから、それぞれの類似団体の調整の状況につきましては表の一番右側、現在の調整状況、例えば一番上、現行のとおりとなっておりますがこれを記してございます。この9ページまで表が付いてございますが、種別といたしましては、82種類の種別の団体区分ということで表にしたためてございます。

調整状況の内容につきましては、個別の説明は省略させていただきますが、まず大きく分けて5つの調整状況になってございます。まず1つが、合併時に統合するという表現をとっているもの、これが82団体のうち10団体がございます。それから2つ目が、合併時は現行どおりで新市において調整するというのが33団体、それから3つ目で再編、これは商工会のようなところを表現してありますが、これは2団体でございます。それから4つ目といたしまして、現行どおりということで、これは30団体、それから5つ目といたしまして、廃止とかまたは解散ですね、合併を機に、という団体が7団体ございます。このような現時点での調整状況となっておりますので、御報告申し上げます。個別の説明は省略させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

土井議長 ただいま事務局から報告がありました。内容について何か御質疑ございませんか。

(千葉(貞)委員 挙手)

土井議長 はい、河北町の千葉(貞)委員。

千葉(貞)委員 この中で、保健福祉関係についてお伺ひいたしたいと思ひます。

現在、保護司会は石巻地区保護司会と桃生地区保護司会がございまして、これは合併時までには統合するよう協議中だということでございます。一方においては、更生保

護女性会というものがございまして、これはそれぞれの町において社会を明るくする運動をはじめ防犯予防活動も同時に協力しながらやっている関係から、この女性部との協議というのはなされているのかどうか。できるならば、保護司会同様に合併時までに統合に向けて協議をしていただけないものか、お伺いいたします。

阿部保健福祉専門部会長 お答えいたします。

保護司会については、合併に向けて統一するという事で2回会議をもちました。社会を明るくする運動等の更生保護女性会については、あわせて合併時までに統一するという事で協議はいたしております。現行のとおり各総合支所で行っていくという事で、事務局は福祉協議会がもつという事で方針はたてております。

(千葉(貞)委員 挙手)

土井議長 はい、千葉(貞)委員。

千葉(貞)委員 それでは、ここで現行のとおりということでございますけれども、女性会との協議というのはなされた結果、現行のとおりということなんですか。

阿部保健福祉専門部会長 お答えいたします。

保護司会としては会議をもちましたけれども、まだ更生保護女性会との話し合いはまだいたしておりません。

千葉(貞)委員 ぜひもっていただきたいと思います。

阿部保健福祉専門部会長 はい、分かりました。

土井議長 よろしいですか。

千葉(貞)委員 はい。

土井議長 そのほかございませんか。

(藤本委員 挙手)

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 1点だけ、何回かこの合併の推移をみながらということもありましたので。

医師会の、こちらの合併にあわせての統合と言いますか、話し合い、会費の差がかなり激しいのでなかなかできないというような話も聞いてるんですが、今までも指摘したとおり、やはり医師会の問題ばらばら、今までどおりですと一律の住民サービスができなくなります。断言できますので、その経過、もう一生ないのか、それとも話し合いのテーブルについておられるのか、例えば見とおしがいくらかあるとかというような話をちょっと聞かせていただきたいと思うんです。

阿部保健福祉専門部会長 桃生郡医師会については現在のところまだ、新市になって事業等の調整にあわせて話し合いをもつということで保健福祉分科会では話になっております。ですので、医師会との話し合いは直接には、分科会では行ってありますが、合併についての話し合いはまだ行っておりません。

(藤本委員 挙手)

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 こちらが合併をしてから、それから話し合いを医師会の方でされると。なんとか本当に一律サービスができるように、市の方からも強力に合併につきまして働きかけていただきたいなと思います。

土井議長 よろしいですか。

藤本委員 はい。

土井議長 そのほかございませんか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 合併時に統合するとかいっぱいありますけれども、その地域地域独特のもののやり方というものもあるんじゃないかなとも思うんですよ。なにも統合しなくても、その地域その地域に合ったやり方もあるとも思うので、あえてやる必要もないのではないかなと。現行のとおりというものもありますけれどもね。とも思うので、その辺の見解を伺いたいなと思います。

植松総務担当次長 調整方針の(2)番でも協定の調整方針にもございますが、独自の目的をもった団体につきましては現行のとおりということにしてございますので、あくまでももし話し合いが必要な場合、その各種団体の意思を尊重していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

土井議長 そのほかございませんか。

(千葉(五)委員 挙手)

土井議長 はい、千葉(五)委員。

千葉(五)委員 4ページの企画関係のところ、まちづくり市民会議と石巻市だけあるわけですが、これは合併時までに廃止するという事なんですが、これは新「石巻市」として何か新しい全部包含したような形でそういう会議を立ち上げるとか、何かあるいは別なものをつくるか、そういう予定があって廃止するんでしょうか、

どうなんでしょうか。

今野企画専門部会長 お答えいたします。

まちづくり市民会議につきましては、会議を立ち上げました当初の目的を達成したといったことから今回、今月の会議をもちまして廃止することにいたしましたものでございます。

ただ、これに代わる会議というものは今現在ございませんけれども、石巻市といたしましては様々な角度から意見を求めますNPOの関係団体の会議ございますので、そちらの方でカバーできるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

(千葉(五)委員 挙手)

土井議長 はい、千葉(五)委員。

千葉(五)委員 たぶん新しい石巻市の全体をイメージしたような、各町の代表者とかあるいは各町にはまちづくり委員会というのでできるわけなんですけれども、それとまた別な組織として、石巻市を全体的に考える組織というのは絶対私は必要だと思うんです。それで、このまちづくり市民会議というのは目的を達成したということなんです。新たに合併して今度新しい石巻市のまちづくりをどうするのかということは、これは絶対必要だと思うんですけれどもね。それを新しい市議会なりあるいは市長で、各旧市町単位から出た人たちと全体を考えるそういう会議と言うか、名称はともかくとしても、各まちづくり委員会は各町のことだけを考えるわけですけども、やっぱり全体を考える会議というのは絶対必要だと思うんですよね。それで、何かそういう予定があるのかなと思ってちょっとお尋ねしたわけです。

今野企画専門部会長 お答えいたします。

今現在も、石巻市におきましては総合計画に係ります策定委員会を組織してございます。条例上も位置付けております。新市におきまして、総合計画の策定委員会の中で6町も含めました全体像の計画を審議していくこととなりますので、御理解をお願いしたいと思います。

土井議長 よろしいですか。

千葉(五)委員 はい。

土井議長 そのほかございませんか。

(「なし」という声あり)

・報告第82号 新市における特別職及び一般職の職員の旅費について

土井議長 なしということですので、次に報告第82号 新市における特別職及び一般職の職員の旅費についてを総務専門部会長から報告をさせます。

大槻総務専門部会長 それでは、資料の10ページから11ページお開きいただきたいと思います。

本件につきましてはすべて石巻市の例によるとする旨、調整をしたものでございます。なお、今回合併時においては石巻市の例によるとしたわけでございますが、新市におきましては組織をはじめ、先程も御質問ございましたが、組織機構でありますとか職員の特殊勤務手当等々給与体系そのものも行政改革の一環としてこれらについて見直しを図るというスタンスでございますので、当座はそういうことで石巻市にこれをあわせたということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

土井議長 質問ありませんか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員。

三浦委員 全日当、石巻市にあわせたということでありませけれども、同じ旅行するのになぜ300円違うんですか。

大槻総務専門部会長 ただいまのは、市長と助役、収入役の差、あるいは議長と副議長、議員等、あるいは特別職の欄にあります監査委員の欄とか、これの比較かと思うんですが、これにつきましては常勤・三役あるいは議会、特別職という形で国あるいは県の旅費規程等々を準拠しまして石巻市の場合は定めてきているということでございます。ですから、この内容につきまして300円の差というのは我々もちょっと、これについては申し訳ございませんがよろしくお願いしたいと思います。

土井議長 そのほかございませんか。

(高橋(冠)委員 挙手)

土井議長 はい、高橋(冠)委員。

高橋(冠)委員 やはり、今の三浦委員の言うとおりだと私も思います。いくら偉くとも一般職員も泊まるのは旅館代は一緒だと思います。

それで、今先程説明に冒頭ありましたように行革の一端としてとらえて、今後煮詰めていくというようなお話もございますが、なおかつここでちょっとお伺いしておき

たいと思います。

日当の一般職で4級以上と3級以下ということで差があるということになってるんですが、宿泊料については一本になってるんですね、ここは。この意味合いが何かあるのかどうか。それから備考欄の県内の欄で、右側に全日当の欄があってカッコ書きで（日額報酬委員は全日当）というふうにございます。これについても、何か理由がありましたならば申し願いたいと思います。

大槻総務専門部会長 4級以上、3級以下の差という日当でございますが、これにつきましてもただいま申し上げました形で、国あるいは県に準拠した形でこういった日当の差をつけているということでございます。一方、宿泊料につきましてもこれも矛盾点はあるかと思いますが、日当と宿泊料の差が出ておりますが、泊まる場合の宿でございますが、これらの料金については同一であろうということから宿泊料については同一額というふうになっているものでございます。

あと県内の半日当の欄に日額報酬委員は全日当ということでございますが、これは正規職員ではなくて各種委員さん方、民間人でございますが、こういった皆さん方でございますので、この場合には我々のように給料をもらって出張するというものではなくて、民間人の方の場合ですとこの用務で1日をつぶしてしまうということから、半日当ではなくて1日分の日当を支給するという考え方にたっております。

土井議長 よろしいですか。

高橋（冠）委員 はい。

土井議長 そのほかございませんか。

（武山（松）委員 挙手）

土井議長 はい、武山（松）委員。

武山（松）委員 宿泊料の欄に甲地方と乙地方とあるんですが、この区別をお知らせください。

大槻総務専門部会長 甲地方は東京都、大阪府及び人口20万以上の市というふうに見ていただきたいと思います。

武山（松）委員 乙はそれ以外ということですね。

大槻総務専門部会長 はい、そうです。

土井議長 そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

土井議長 ないようですので、これで報告事項を終わります。

( 2 ) 調整結果報告事項

《修正分》

- ・調整結果報告第27号 高齢者福祉事業の取扱い(協定項目25 - 12)について  
(その2)
- ・調整結果報告第19号 補助金・交付金等の取扱い(協定項目17)について

土井議長 次に、議事の( 2 )調整結果報告事項に移ります。

はじめに、前回の会議で一部再調整とした調整結果報告第27号 高齢者福祉事業の取扱い(協定項目25 - 12)について並びに関連であります調整結果報告第19号 補助金・交付金等の取扱い(協定項目17)についてを修正分として一括して議題といたします。

この案件につきましては、老人クラブの助成で河北町の千葉(貞)委員から助成するクラブの単位、規模を見直して欲しいとの意見があり、再調整を指示したものであります。

従いまして、専門部会での調整結果について保健福祉専門部会から報告させます。  
阿部保健福祉専門部会長 それでは、御説明させていただきます。

この助成につきましては、河北町の委員から御意見が出ましたのでこちらで助成について再調整を行うことといたしまして、再度高齢者障害者福祉分科会、それから保健福祉部会において協議をいたしまして、14ページから15ページの調整の具体的内容に記載してございますとおり、単位クラブの助成につきましては、100名以上、7万円、70名以上100名未満、6万円、35名以上70名未満、5万円、35名未満、3万4,000円と調整したものでございます。なお、100名以上の単位クラブの老人クラブは、現在河北町に2クラブ、あと70名以上100名未満のクラブは河北町に4クラブ、雄勝町に4クラブ、河南町2クラブ、桃生町2クラブの合計11クラブ、35名以上70名未満のクラブにおきましては、石巻市59、河北町28、雄勝町4、河南町25、桃生町15、北上町12、牡鹿町3の合計146クラブ、35名未満のクラブは、石巻市16、河南町7、牡鹿町9の合計32クラブが登録されておりますことを御報告いたします。

あわせて、補助金・交付金等の取扱いにつきましても同様に具体的調整結果につきまして修正がございましたので、18ページから19ページをお開き願います。

同じ内容でございますが、老人クラブ補助につきまして同様に100名以上、7万円、

70名以上100名未満、6万円、35名以上70名未満、5万円、35名未満、3万4,000円と調整いたしたところでございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

土井議長 ただいま専門部会から修正内容の説明がありましたが、内容について何か御質疑ございませんか。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員

三浦委員 人数でお金を交付するという、それは当然だと思ふ反面、この人数というのは登録したといいますが、入りますよと言ったといいますが、頭をつけたというのか、これはどこにこの人数の確認をおくのか、実際に活動している人数が私は一番大切なことだと思ふであります。ただ名簿に名前を付けられたということだけでは、私はどうなんだろうと思ふんです。

と言いますのは、河南町でもいろいろありまして、あつちは名前はいっぱい連なっているけれども実際の活動人数は違うんですよと、老人クラブの方々からそう言われたこともあるので、その辺はどうとらえているのか伺っておきます。

阿部保健福祉専門部会長 こちらでは老人クラブの活動の活発化を図るために助成をいたすものでございまして、現状としては実態把握を努めまして、年に一度実績報告をいただきます。そのときに老人クラブの名簿等々もいただきまして、そこで確認をいたしまして助成をいたすことで考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

(三浦委員 挙手)

土井議長 はい、三浦委員

三浦委員 くどいようでありますけれども、実績確認で名簿を提出させてと言いますが、ですからこれは名前が連なっていれば名簿は出せるんですよ。でも、実績確認というのは実際は違うような確認をしなきゃいけないのかとも思うので、あなた方は老人クラブから出てきた名簿を見れば、出されれば、それは実績だというふうにとらえるんでしょうけれども、実際にやっているクラブの方々から不満を言われたことがあるので、その辺をどのようにして確認するんですかということをお聞きいたします。

阿部保健福祉専門部会長 事業内容等々の確認は各地区の担当、あとは老人クラブ担当が実際実態調査等いたしまして確認したいと考えております。

三浦委員 分かりました。

土井議長 そのほかございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 御異議なしということで、承認となりました。

《新規分》

- ・ 調整結果報告第38号 一般職の職員の身分の取扱い(協定項目10)について

土井議長 次に、新規分として調整結果報告第38号 一般職の職員の身分の取扱い(協定項目10)についてを議題といたします。

総務専門部会長から説明をさせます。

大槻総務専門部会長 それでは、資料の20ページから27ページをお開きいただきたいと思います。

これまで未調整でございました調整方針の、(3)職員の職名及び職務については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る、これが第1点でございます。(4)職員の給与については、新市において、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については現給を保障するという調整方針でございます。これにつきましては、下の欄に具体的調整結果を明記してございますが、まず職名及び職務につきましては、石巻市の例によりということで26ページの職務一覧表のとおり、新市において統一をするものでございます。また21ページにお戻りいただきまして、総合支所につきましては、既に調整済みとなっております「総合支所長」及び「総合支所次長」を配置することとし、この処遇を部長級及び次長級に格付けするものでございます。なお、合併時における総合支所長、支所次長等の給料の格付けにつきましては、これまでの協議におきまして総合支所長を10級に、支所次長を9級とすることで検討してまいりましたが、給料格付けの具体的調整作業を踏まえまして、本庁の部長及び次長とのバランスを考慮する必要が生じたことから、22ページの新市の給料表毎の級別職名の表にございますように、合併時におきましては部長級を9級・10級に、次長級を8級及び9級とするものでございます。次に、また21ページにお戻りいただきまして、行政改革の一環といたしまして石巻市におきましては既にグループ制を導入しているわけでございますが、各総合支所におきましてはこれまでの「係長」及び「班長」制を廃止いたしまして、グループ制を導入するというものでございます。また、職階につきましては22ページの新市の給料表毎の級別職名の表にございますように、「部長級」から「主事級」までの7階

層とするものでございます。次に、給料表についてでございますが、石巻市の例によるものとしまして、石巻市の給料表を適用し、合併時は各町の職及び職務経験年数等を基本といたしまして、26ページにございますが職務一覧に基づきまして、現給を保障するものございます。なお、合併時の給料格差につきましては、将来の本庁と総合支所間の人事異動を考慮しながら、3年を目途に調整をするというふうにする方針でございます。

以上でございます。

土井議長 ただいま専門部会から説明がありました。何か御質疑ございませんか。

(藤本委員 挙手)

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 今、説明にありました一番最後の給料の格差の面で、3年間で調整。この給料の格差で、私のあれからしますと、例えば高卒で郡部の方の古い人たちはほとんど高卒ですので、高卒で入って何年、そうすると8級制と10級制ですので階段の段が違いますので、雄勝町とか郡部の方が少ないのでゆっくり上がっていきますけれども、市部の場合、10級の場合は階段多いので早く駆け上がっていかなくちゃならない。勤務年数決まっていますのでそういうことになるんだと思います。それを勤務年数等によって調整を図る。要は石巻市の方の、同じ30年の勤務年数でしたら、今の地域格差を埋めていくということなのではないでしょうか。まず1点。

大槻総務専門部会長 合併時におきまして、当然ながら各役場の職員も10級制ということになるわけでございますが、これを一気にあてはめるとするのは非常に無理がありまして、それで現給を保障するということにしたわけでございますが、給料表をあてながらどうしてもイコールの金額にならない場合もでてくるかと思えます。その場合には、額を下げるわけにはいきませんので直近上位での金額に調整をしていくと。それとあわせまして3年以内というのは、合併後やはりもろもろの業務あるいは組織においても落ち着きがでてくるだろうと。合併後の微調整というのが結構あるものと我々は予測してございます。それらを踏まえまして、落ち着いた段階で総合支所間の職員と、いくなれば現在の役場の職員の方々と石巻市の職員との人事異動がその辺で生じてくるだろうということになりますと、本庁勤務職員、同一年代におきましてもここで給料格差ができるのではないかと、これは好ましくないだろうという観点から、具体的な人事異動が発生する時点までにはそういった給料の調整をしていくということで3年

を目途というふうにしたものでございます。

( 藤本委員 挙手 )

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 ということは、要は合併効果の中で、例えば首長の方々6人いなくなりますので、助役、収入役も6名ずつ、教育長は5名ですし議員に関してはもう郡部の方がほとんどいなくなるのと一緒に、今の石巻市議会の29名が34名に5名増えるだけですので、合併効果として減るという部分で今まで大っぴらになってきたわけです。これは、逆に言いますと、合併によって人件費が増えるという結果になりますので、いくらぐらい増えることになるのか、その辺のところのシミュレーションあるのかどうか、分かる範囲でお答え願いたいと思います。

大槻総務専門部会長 当座につきましては職員給料が一気にそういうことで上がるのかというものではなくて、現給保障でございますので、今のままで給料をお支払いするというところでございます。ただし、これまでもいろいろ議論いただきましたが、合併のスケールメリットといたしまして向こう十何年をかけながら、住民の皆様方にも説明会等で御説明しておりますように560名の職員を減らすという目標を掲げてございます。ただし、それにあわせながら一方では行政改革も推進しましょうということも位置付けてございますので、いくなれば560+ の職員が減るだろうと。それで、人件費効果といたしましては約290億円ぐらいということでの削減を目標にしているということで取り組んでおりますので、合併時において人件費が一気に跳ね上がるということはまずないというふうに御理解をいただきたいと思います。

( 藤本委員 挙手 )

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 本当いと説明するのであれば、例えば雄勝町で8級制で地元の間、先程総合支所長を9級と10級に分けたというのは、要は全部8級しかいなののでのっけから10級に上げられないからといって、9級に階段1つつくたということだと思います。それで苦肉の策として部長級は9級ないし10級、次長級は8級ないし9級とやっただけのことだとは思いますが。それで、雄勝町で8級課長が例えば総合支所長になって9級になって、今の給料から9級に移行して号俸下げて給料の一番近いところにあわせて、そこから9級はじまるわけです。ところが3年以内に、そろそろ定年かな、雄勝町の総務課長がなったらちょうど定年ぐらいになるかもしれませんが、結局この

3年以内に本庁に行ったときに同じ9級ないし10級の方々との賃金の格差が生じてはいけないというので3年間で調整すると、これは上がっていく部分でてくるわけですよ。その上がる部分を、人が減っていったのの件費で相殺かけていってそこを隠す、今の説明なんかだと私から言わせれば隠すのではないかと思うわけです。やっぱり、確かに今まで石巻市と郡部との賃金格差あったので、同じ職場になるんですから一緒にしていくのはこれはいいんですが、そこをいくらぐらいというのをシミュレーションしてもいいのではないかと。この減る部分は別にして、上がる部分だけでも説明してもいいのではないかなと。隠したいなら隠してもいいんですが、だめなのかなと。数字がないと言えればそれまでですが、あるはずだと私は思うんですが御説明をお願いします。

大槻総務専門部会長 職員給与、合併時においてどれぐらいなるのかという総額の問題になるかと思いますが、これにつきましては今人事担当の方で、各町からの全体の職員の皆さん方の給料格付けを頂戴いたしましてその作業中なんです。ですから、具体的な数字がどれぐらいかというのは今のところはまだはじき出していないと。ただ、藤本委員の御質問でございますが、じゃ8級、9級の関係でこれを具体的に申し上げますと、例えば役場にいる8級の課長職の方で月額43万2,500円の給料をもらっている方が、じゃ具体的に総合支所長あるいは総合支所次長になった場合にどれぐらいの給料になるのかと申し上げますと2,000円までは上がりません、1カ月。この場合9級でございますが。

藤本委員 横滑りですか。

大槻総務専門部会長 10級に、じゃこの方をスライドさせるとした場合にどうかといいますと6,500円程度の昇給というふうになってまいりますので、そんなに懸念されるように人件費が上がると。

藤本委員 3年後です、3年後の調整。

大槻総務専門部会長 3年後ですね。3年後におきましても、ただいま申し上げましたような8級から9級、10級におきましても何万円という差というのはございませんので、数千円の差でございます。ですから、そういうことで御理解いただければなというふうに思っております。

(藤本委員 挙手)

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 要は8級の上の方の号俸、あとは9級の下の方の号俸なる。ところが、同じ年代で入った人が9級の上の方の号俸になってるわけですね、上に10級あるものですから、そこの差を3年間で埋めていくのではないのかということなんです。そうしたときに、3万円なのか2万円なのか分からないんですが必ずこれは3年のうちに段階的に上げていくわけでしょ。3号俸ずつ上がっていくのか2号俸ずつ上がっていくのか、毎年たぶん上げていかざるを得ないので、それをシミュレーションとしていくぐらい上がるのかというのを、やっぱり数字として持っててもいいのではないかと。市の職員は関係ありませんが郡部の職員には、あなたたちいっぱいもらえるようになるんだからたまに飲んだとき私にも御馳走して、と言えるかもしれませんし。それもやっぱりオープンにしてもいいのではないかなというような気もします。

それからもう1点、これは病院の方がいいのか、石巻市立病院の院長が5級でしたが、あと雄勝町と牡鹿町の院長が4級ということでここで段差がつかました。それで、前に指摘しておりました給料表は同じものを確かに使っておりますが、やはり田舎の方で先生を探すのが大変だということで、研究手当として、端から見ればかなりお手盛りの給料、それで年俸では市立病院の院長よりかなり多くもらってると思いますが、そのこの現給を保障するでそれをそのまま、4級と5級なんですけど年収が逆転しているという現象をそのままやるのかどうかです。その辺のところの調整、ちょっと興味もございませぬので結果を聞かせていただきたいと思ひます。

大槻総務専門部会長 まず病院の院長でございますが、これは地域事情もございましてドクター確保にこれまでも、石巻市長もそうですが各町長の方々も苦勞してきたというのが実態なのかなと思ひます。それで、このドクター確保のための条件ということでこういった給料でお招きをしたという経過もあるかと思ひますので、これにつきましては当座は現給保障という考え方でございませぬ。ですから、石巻市立病院の病院長と牡鹿町あるいは雄勝町の病院長との逆転現象というものが生じてても、当座はやむを得ないだろうというような判断でございませぬ。

(藤本委員 挙手)

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 そこで、今日休んで来てないんですが、雄勝町議会議長の高橋(左)委員がよく決算のときに、議長になったら言わなくなったんですけども、まだ平議員のときは、院長先生たち研究手当ももらって何研究してるのかと、結構やってたんです。

議長になったら言わなくなったんですが、その名称ですね。研究手当じゃなくて何かに替えられないのかと。へき地手当でも、もう少しそれなりの名前を検討してもいいのではないかなという気がしておりますので、御検討願いたいと思います。

大槻総務専門部会長 ただいまの手当ての問題もありますが、合併後におきまして先程組織機構で申し上げておりますが、病院局というのを新たに設置いたします。その中で、約1年をかけましてこの病院の組織機構をはじめそういったもろもろの問題についても調整をするという方針でございますので、よろしく願いたいと思います。

土井議長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

(高橋(冠)委員 挙手)

土井議長 はい、高橋(冠)委員。

高橋(冠)委員 現給保証という形の中での給料格差、大変難しい問題だと私も思っております。その中でちょっと、ラスパイレス指数ということについてお伺いしたいと思います。

27ページ見ますと、石巻市のラスパイレスが98で、もっとも低い牡鹿町で88.2と約10ポイントの差があるわけでございます。この10ポイントの差で平均給料を比較してみますと、これは一概に平均の職員の年齢もございまして比較すること難しいかと思っておりますが、単純的に計算してみますと、石巻市と牡鹿町では4万5,400円の差があると、平均給料で。ですから、これを先程の御説明ですと3年を目途にこれらを修正していく努力をするということでございますが、今後3年なり5年後の、合併当時はおそらくドンとラスパイレス指数下がると思います。ですが、目標といたしまして今後どの程度に設定するのか、その辺をお伺いしたいと思います。

大槻総務専門部会長 ラスパイレスでございますが、これは委員の方々御存知のとおり国家公務員を100とした場合、地方の職員の指数ということでございます。それで、市部と町の場合での格差というのは石巻地方に限らず県内におきましてもこういった格差がでてございます。それで、今後合併後どういう目標値をもっていくのかということでございますが、これも先程藤本委員からの御質問にもございましたように、全体の職員の今作業中でございますが、これらを見た中でどれぐらいのラスになっていくのかを把握した中で調整をしていかなきゃないだろうというふうには思っております。ただ言えますことは、あくまでも現在の市の職員あるいは町の職員につき

まして現給を保障しなければならないというのはこれは御存知のとおり調整方針の定めもございますので、あとは昇給等々のベースをどういう形でもっていくかというのが、今後行政改革を進める中で人件費を抑制していくというふうになるかと思っておりますので、申し訳ございませんが今のところラスパイレスの数値をどの目標というのは立ててございませんので御理解いただきたいと思います。

土井会長 よろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 それでは、異議なしということで承認とさせていただきます。

・調整結果報告第39号 上水道事業の取扱い(協定項目25 - 24)について

土井議長 次に、調整結果報告第39号 上水道事業の取扱い(協定項目25 - 24)についてを議題といたします。

これについては、前回の協議会において石巻市の阿部純孝委員から石巻地方広域水道企業団の参与会議の経過等に関する資料の提出要請がありましたが、この案件の審議終了後に説明させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは生活環境部会から説明をさせます。

勝又生活環境専門副部長 それでは、資料の29ページをお開き願います。

上水道事業の取扱い(協定項目25 - 24)について具体的調整結果について報告申し上げます。

最初に、加入手続き等について資料の30ページから31ページを御覧願います。

31ページの右側の調整の具体的内容の欄に、具体的調整結果を記載しておりますので御高覧願います。水道企業団への加入手続き等につきましては、関係市町との協議を踏まえ合併時まで調整するとしておりましたが、去る1月27日に開催されました第25回合併協議会において、具体的調整結果に記載されているとおりの内容で、一部事務組合の取扱いの項目で報告し、承認いただいておりますので説明は割愛させていただきますのでよろしくお願ひします。

次に、水道料金について資料の36ページから39ページを御覧願います。37ページの右側の調整の具体的内容の欄に、具体的調整結果を記載しておりますので御高覧願います。水道料金につきましては、合併時まで調整するとしておりましたが、水道企業団構成市町の参与会議におきまして先般協議が整いましたことから、具体的調整結果に記載しておりますとおり、水道料金につきましては、水道企業団の料金に統一す

る。なお、統一料金による徴収は、6月請求分からとする。6月請求分とは、4月1日以降に使用した水道の使用料が6月に調定されるためこのような表現になったものでございます。

以上で調整結果の報告を終わります。

よろしくお願いたします。

土井会長 今の説明について御質疑ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

土井議長 異議なしということで承認としてよろしいですね。

(「はい」という声あり)

土井議長 それでは、承認ということにさせていただきます。

以上をもちまして、調整結果報告事項39件のすべての報告を終わらせていただきます。

・石巻地方広域水道企業団参与会議協議経過報告

土井議長 ここで、先程お話をいたしました石巻地方広域水道企業団参与会議協議経過等に関する資料について、石巻地方広域水道企業団の田代経営企画課長に出席をしてもらっておりますので、資料の説明をお願いしたいと思います。

田代水道企業団経営企画課長 それでは、私の方から資料の説明をさせていただきます。

お手元の資料の40ページ御覧いただきたいと思います。

水道企業団の参与会議の経過報告でございますが、まず水道企業団の参与の構成につきましては、石巻市長であります企業長、それから石巻市の助役、そして関係2町、矢本町長、鳴瀬町長、こういう構成になっておりまして、ただいま石巻市の助役が配属されておられませんので、実質的に石巻市長、そして矢本町長、鳴瀬町長このお3方の構成になってございます。

参与会議の協議経過の内容でございますが、平成15年8月21日、これについては水道企業団における新2市の事業をどうするかというごく基本的な内容で協議をいただきました。その結果、矢本町、鳴瀬町、いわゆる東松島市においては、合併後も給水区域、給水人口、そして給水方法、これはなんら変更ないということで即座に平成17年4月以降も水道企業団で水道事業の運営をお願いしたいということで即答をいただきました。一方の石巻市、これについては給水人口も5万4,000人増える。それから上水、簡水の扱い方の協議もあるということで、最終的に矢本町、鳴瀬町につい

ては石巻市がその結果を受けて改めて協議をしましょうというのが平成15年8月段階でございます。

それで、委員皆様御案内のとおり、平成16年11月になりまして石巻地域合併協議会において廃置分合申請を県に提出をした。いわゆる石巻市の水道事業としての扱い方の組織が固まったということで、平成15年8月の経過を受けまして、平成16年11月29日、具体的な協議の内容に入らせていただきました。その結果、6町の上水そして簡水、いわゆるこの6町の水道事業については、水道企業団で共同処理をするということではすぐ合意をいただきました。残る協定項目の中で、料金の扱い方についてですね、石巻市の方では4月1日から料金を統一したいということで議論をいたしました。結論を得るには至りませんでした。矢本町、鳴瀬町については、昭和55年10月に企業団発足後、約3年半を要して料金を統一したということの経過を踏まえて継続審議ということになっております。ここで具体的に協定項目ではございませんが、6町の新しい、新規の施設整備費、これについての負担割合が生じております。このことにつきましては、1市2町の水道企業団で私ども経営をしておりましてけれども、今そのあとを振り返ってみますと、当時矢本町、鳴瀬町に供給をするため、そして石巻市の水需要に対応するために浄水場を1個増やした。そして、石巻市の半島部分も簡易水道をやめて、未整備地区をやめて上水道化した。創設事業と名を打ちまして、構成市町間で一定程度の御負担をいただきました。今回の合併、これは具体的には矢本町、鳴瀬町が水道企業団に石巻市と同様に共同処理をするという格好の中で、市が6町新たに加わるということになりますので、石巻市の考え方としましては当然ながら昭和55年の設立のときと同じように創設事業の扱い方をしたい。従って、総事業費の3分の1の給水人口割で負担をしていただきたいというのが石巻市の主張であります。それからもう1点、水道企業団になりまして25年経過をする中で、いわゆる給水原価と供給単価の割合を試算をしてみました。そうしますと、矢本町、鳴瀬町は昭和55年以降これまですべて給水原価割れ、いわゆる料金として回収をするよりも資本投下がそれを上回っておったという実態があります。そういった中で、今日的な水道企業団の安定経営の礎については、当然ながら石巻市民の使用者の負担が応分にあったという部分での内容的な数値も含めまして、具体的な数値でお示しをしているところであります。

そういった中で、最終的に2月8日、企業団の参与会議開きまして、当然ながら料

金の問題、それから経費の一部負担の問題、これに加えまして企業団の規約改正がございます。この3つの議題についてお示しをしました。その中で規約改正、これについては基本的に合意をいただきました。大きな項目としましては、企業団の議員構成です。これについては新「石巻市」、「東松島市」の構成による企業団の議員定数は公営企業法上の規定にございまして15名です。そのうち1名ずつ議長の枠、そして残る13名を給水人口割で算出をしまして、最終的に石巻市11名、東松島市4名ということで合意になっております。それから、その他の項目については現行のまま、いわゆる水道企業団の名称、所在地、そして共同処理する内容、これについては上水、簡水の経営に関する事、そして附帯業務といたしまして6町+1市2町、いわゆる今の1市8町ですね、企業団構成市の下水道の収納に関する業務、いわゆる下水道料金も同時徴収しますよと、この2つの方針について基本的に合意をされたのが規約の内容でございます。現在1市8町でお願いをしておりますが現在開会中の市議会あるいは町議会、そして今後開会されます各1市8町の議会におきまして、この規約の改正の部分、そして新たに6町加わる加入の部分について議決をいただくということでお願いしている状況でございます。2つ目、料金です。この料金については、2月8日の時点で石巻市民の料金が区域によって違うという部分の理解をいただきまして、最終的に4月から料金統一、ただし6月請求分。先程、生活環境専門部会の方から話ありましたが、4月分というのはほとんどすべて3月中に使った分、それから次の5月分については10日から20日間が旧施設を使った分ということになりまして、すべて水道企業団で使った分といいますと6月の請求分からという格好になりますので御理解いただきたい。なお、この考え方については当企業団の料金改定、これまでの料金改定についてはすべてこういった考え方で推移をしているということも申し添えます。3つ目の問題です。経費負担の問題です。先程言いましたように創設事業としての扱い、従って総事業費の一部負担、なおかつこれまで石巻市の使用者が矢本・鳴瀬両町に対しての最終的な数字の分解をしますと、これだけの応分の負担をしてきたという部分の話し合いをしております。この時点では、結果的に数字的なものも含めて理解をしますが、まだまだ合意には至らないという状況でありまして、今後継続的に審議をするということになりましたので御報告申し上げます。

なお、当然ながらこの参与会議の下地にありますのは構成市町間の総務担当の部課長会議、いわゆる総務担当あるいは財政担当、こういった部課長会議で相当数の回数

を開催しまして議論をしておりますし、また当然ながら石巻市議会、矢本町議会、鳴瀬町議会、これらの合併調査の特別委員会における意見交換、そして当企業団の議会、そして企業団議会の全員協議会、こういった議論も踏まえておりますことを申し添えまして報告とさせていただきます。

以上です。

土井議長 ただいま水道企業団から説明がありましたが、阿部純孝委員、よろしゅうございますでしょうか。御意見があればどうぞ。

(阿部(純)委員 挙手)

土井議長 はい、阿部(純)委員。

阿部(純)委員 ただいま田代課長の方から詳細にわたって説明、報告いただきました。一定の理解を示すところでございます。

特に、参与会議の経過あるいは先般行われました水道企業団の議会の経過等々の報道を見ましても、その議論の経過の中には一部緊張感の走るようなそういった議論もあったやに推察するわけですけれども、特に参与会議におきましては、あえて6町の施設整備にかかる負担の部分の協議をあえて先送りにしたという部分では、私自身一定の理解を示すものであります。

そこで、本日の会議に臨むにあたりまして当市議会といたしましても特別委員会を開催いたしまして、その取扱いについて集約してまいりました。一部披瀝をさせていただきたいというふうに思います。

その内容につきましては、これまでも何回も説明ありましたとおり緊急性のある施設の整備につきましては、その必要性につきましては認めるものの、その他の施設整備につきましては水道企業団の将来の経営に過分の負担を与えないようにということでございます。整備計画策定にあたりましては、慎重な対応をお願いするということでございます。つきましては、合併後の新2市における協議も含め合併後の水道企業団施設整備計画策定の際には、これら要望を参考に慎重審議をお願いしたいということでもあります。あわせて繰り返しになりますけれども、ただいま田代課長から説明がありまして、水道企業団を昭和55年に創設以来、いろいろ特に矢本町、鳴瀬町の施設整備の部分におきましては給水料金収入以上の資本投下をしてきたということもただいまも説明ありました。実質的に、恒常的に原価割れになっているという部分は現実的な問題であります。よって、今回こういった説明あった基本方針を崩し

ていきますと、当然のことながら事業費負担の3分の1ルール化を遂行できませんと、三条予算の収益の減少あるいは予算留保資金の減少等々、あるいは料金体系のそういった値上げなどにきわめて密接に関係してきますことから、ぜひ土井会長にはお願いしたいんでありますけれども、新市におきまして先送りになったテーマにつきましてぜひこれまでの基本的な考えを踏襲していただきまして、尊重していただきまして、ぜひ新市におきまして継続性をもってこの法定協の総意としてあげていただきますように、ぜひお諮りをいただきたいというふうに思う次第であります。

土井議長 今、阿部（純）委員のお話で、ちょっと引かかるのは総意というお話してございますが、総意ということになりますと、今までこの合併協の議決の仕方は全員一致ということですとずっとやってまいりました。この委員の皆さん方のお顔を見ますと、矢本町、鳴瀬町の法定協にお入りになっている県の石垣委員と松田委員もいますものですから、なかなかこの場にはいれなくなるということで、退席ないしは反対意見を言うかどちらかになってしまうというようなことになるものですから、今の阿部（純）委員、石巻市合併特別委員会委員長の意見、ごもつとも意見でございますので、なおここで総意ということになるとまた次にだれが市長になるか分かりませんので、その市長の。

（阿部（純）委員 挙手）

土井議長 はい、阿部（純）委員。

阿部（純）委員 お話の途中で大変申し訳ございません。

一部表現が適切でなかった部分、土井会長も運営の中で大変苦慮されてるようでございますので、総意という言葉がふさわしくなければ、これまで担当部会から説明あった基本方針どおり確認をさせていただくと、法定協のメンバーで確認をさせていただくと。そして、新市に送っていただくというようなお諮りの仕方をお願いしたいというふうに思います。

土井議長 どうもありがとうございます。

次、お2人だれになるか分かりませんが、その方々のやりやすいように、ないしは皆さんの意向を十分に反映できるようにフリーハンドでやってもらうと。ただ、この法定協の考え方をひとつ尊重してもらいたいということによろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

土井議長 そういうことにさせて、次の方をお願いをするということによろしいですね。

(「はい」という声あり)

土井議長 そういう取扱いにさせていただきたいと思います。

(3) その他

条例・規則等の整備状況について

土井議長 次に、議事の(3)その他に移ります。

はじめに、 条例・規則等の整備状況についてを新市例規作成プロジェクトチーム  
管理者である総務専門部会長から説明をさせます。

大槻総務専門部会長 それでは41ページ、42ページお聞きいただきたいと思います。

まず、41ページの上1行目、2行目にございますように、この条例・規則等の整備  
につきましては、これまで合併協議会で御協議をいただきまして、そしてその確認を  
されました各種事務事業等の調整内容をベースといたしまして、次の区分により整備  
をするということで大きく3つに分けてございます。

まず1つでございますが、(1)にございますように、合併と同時に市長職務執行者  
の専決処分で即時制定、施行する必要のあるものというものでございます。それで、  
これらにつきましては次のページの下段の表に記載してございますが、条例が275本、  
規則が320本、その他とありますがこれは規程とか要綱等でございますが413本となっ  
てございます。合計で1,008本という関係条例等々でございます。それで、また41ペ  
ージにお戻りいただきまして、(2)に、合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの  
として、新市において、全市的に適用させるかの政策的判断を要するものということ  
で、これにつきましては各町の実情に応じましてそのまま新市に引き継ぐ必要がある  
ということから、市長職務執行者が告示行為をいたしまして暫定的に施行するもの  
というものでございます。これも42ページの下段の表に記載してございますとおり、条  
例が10本、規則が13本、その他規程等が5本の合計28本となっております。なおこ  
れにつきましては、暫定施行につきましてはまだ調整項目が中途というものもござい  
まして、若干今後作業進める中でこの本数が変更なる可能性がございますので、ここ  
は御理解いただきたいと思います。また41ページにお戻りいただきまして、(3)に、  
新市長の政策判断に係るもので、市議会の議決を経て制定する条例、これは新市にな  
りましてからでございますが、合併後逐次制定し、施行するものとしたしまして、こ  
れも42ページの表に記載してありますとおり、条例が12本、規則が24本、その他規程、要  
綱等が25本の合計61本という状況になってございます。以上、全体で条例が297本、

規則が357本、その他規程、要綱、要領等で443本となりまして、全体の本数で1,097本となるものでございます。なお、本数がこういった形で大変多いものでございますので、これらにつきましては最終の協議会、3月の最終の協議会には条例のみ297本の一覧表をお示しさせていただくことで御了承いただきたいと思っております。

なお、全体の整備の進捗率、今日現在でございますが96%の状況になってございますので、合併時までにはなんとか間に合わせるという状況にございますので、御報告申し上げます。

以上でございます。

土井議長 ただいまの説明について、御質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

過疎地域とみなされる市町村の指定について

土井議長 ないようですので、次に 過疎地域とみなされる市町村の指定についてを事務局から説明をさせます。

鈴木調整担当次長 それでは、43ページをお開きいただきます。

過疎地域とみなされる市町村の指定につきまして御説明申し上げます。

現在、当地域におきましては河北町、雄勝町、北上町、牡鹿町の4町が過疎指定を受けているところでございますが、4月1日の合併を控えまして、国及び県におきまして当地域の過疎地域の適用につきまして確認したところ、過疎法第33条第1項に基づきます合併の特例によりまして、新市全域が過疎地域とみなされる旨連絡がありましたので御報告するものでございます。

43ページの資料には過疎地域要件の適用について記してございます。1の過疎法第2条第1項関係でございますけれども、こちら通常の過疎地域の指定要件でございますがこちらには該当いたしません。2の過疎法第33条関係、こちら廃置分合等市町村の場合の要件でございますけれども、こちら(1)から(4)、人口要件から規模の要件まで4つの要件すべて該当する場合に適用なるんでございますけれども、新「石巻市」につきましては(1)と(2)のすべてを満たすため過疎地域市町村とみなされるものでございます。ただし、財政力要件が0.45となっておりますことから廃置分合等から5年間のみが過疎地域市町村とみなされるものでございます。5年間経過後は廃置分合等前に過疎地域でありました4地域、こちらのみが過疎地域となるものでございます。

ページをおめくりいただきまして44ページの方には、過疎法関係の指定の適用関係のフロー図を参考までに添付させていただいてございます。

45ページ、後期過疎地域自立促進計画、こちら後期というのは平成17年度から平成21年度までの5年間でございますけども、こちらのスケジュールでございますけども、当地域に関しましては4月1日に当地域が過疎地域とみなされる旨、官報告示がなされます。4月1日で官報告示がなされるということでございます。今後、それを受けまして新市の6月議会あるいは9月議会に新市全域の過疎計画を提案させていただくべく、現在作業を進めさせていただいているところでございます。スケジュール的にはそのような形になっております。

最後に、46ページお聞きいただきますでしょうか。過疎の指定を受けた場合の支援措置でございますけれども、まず1番として国庫補助率のかさ上げがでございます。3つでございます。まず、統合に伴う小中学校の校舎、それから保育所、消防施設につきまして、例えば統合小中学校の場合2分の1の補助率が10分の5.5という形でかさ上げになります。それから2番目、過疎対策事業債、通常は過疎債と呼んでるものですが、こちらは充当率は原則100%、対象事業の100%の充当率になってございます。それから、将来の元利償還金70%が交付税で措置される。合併特例債が充当率95%の元利償還金の70%今後交付税参入されるものですから、非常に有利な地方債が活用できる、などでございます。なお、御注意いただきたいのは7番の税制措置でございますけれども、こちら事業用資産の買換えに係る課税の特例等でございますけれども、こちらの税制措置だけはみなし地域、石巻市と河南町と桃生町、こちらには適用なりません。従来から過疎地域でありました河北町、雄勝町、北上町、牡鹿町のみ適用となりますのでこの点だけ御注意願います。

以上、報告とさせていただきます。

土井議長 ただいまの説明について、御質疑ございませんか。

(高橋(冠)委員 挙手)

土井議長 はい、高橋(冠)委員。

高橋(冠)委員 合併なりまして新「石巻市」として過疎の指定になると、これが5年間の期限でございます。それ以外の区域指定ですね、現在の4町の過疎地域、これが区域でもって指定なるということですが、例えば雄勝町で学校の統合があると、計画

されてると。そういう場合にはもちろん新しい補助で採用されると。例えば桃生町が5年後に学校統合したいというような場合にはそれは該当にならないという考えでよろしいかどうか、その1点。

それから、合併特例債とそれから過疎債の関連なんですが、これは過疎債は別枠とした考えでよろしいかどうか、その辺も含めてお伺いします。

鈴木調整担当次長 まず、第1点でございますけれども、現在過疎地域となっていない地区、具体的には桃生地域が5年過ぎたあと、平成22年とか平成23年に国庫補助金の割増を受けられるかということでございますけれども、こちらお話しのとおり受けられません。5年間のみのみなし地域指定でございますので、それを過ぎますと基本的には従来の過疎地域のみでの支援になります。ただ、御注意いただきたいのは現在の過疎法自体が平成22年3月までの時限立法となっております。従いまして、平成23年以降につきましてはこれが延長とされなければどちらにしてもこの支援は受けられないということでございます。

それから、過疎債と合併特例債の枠が違うのかということでございますけれども、お話しのとおり合併特例債は合併特例債の枠でございます。こちら団体ごとに枠がございます。過疎債は別でございます。

よろしいでしょうか。

土井議長 そのほかございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 なしということでございます。

それではよろしいですね。

第28回石巻地域合併協議会の日程について

平成17年3月14日(月)午前9時30分～ 石巻ルネッサンス館

土井議長 それでは、次に第28回協議会の日程についてを事務局から説明をさせます。

植松総務担当次長 それでは、日程につきましては本体資料の次第のところに入らせていただいております。

次回につきましては3月14日、今回は月曜日になりますが午前9時30分から当会場ということになります。第28回の3月14日で最終回となります。

予定案件といたしましては、先程一部説明ありましたが、4月1日に市長職務執行者が専決処分を行う条例の件名を御報告いたしますほか各種事務事業の取りまとめ

の報告事項を考えてございます。

日程につきましては以上でございますので、よろしくお願いいたします。

土井議長 それでは、今説明がありました、次回は最後の会議となりますが3月14日開催といたします。

## 5. その他

土井議長 以上で、本日予定いたしました議事はすべて終了となりますが、委員の皆様方から何かございませんか。

(藤本委員 挙手)

土井議長 はい、藤本委員。

藤本委員 1週間か10日くらい前、石巻かほくの方に東松島市の人事が載りました。10日くらい前ですか、載りました。

それで、石巻市の合併の方ではまだ何のらしきものを聞いたことがない。それで、先程3年間はほぼ動かさないわけではないでしょうが、3年後には交流が活発になるでしょうということでしたが、やはり初年度から動く人は動く。例えば一番身近なのは議会事務局ですので、議会事務局などはなくなりますので、どこか本庁の方にくるんだと思いますし、その方々が町内に残って違う人が何人かくることもある得ると思う。そこで職員の方から、一番心配なのがいつまでも出してもらわないと駐車場の確保、やはり雄勝町から公共交通機関で来ますとお昼ならないと着きませんので、帰っていくなら泊まった方が早い、それは冗談ですが、車で来るわけですから早めにやってもらってそれで自分なりに、まさか市役所で駐車場の確保ということはあり得ないわけですね。自分でやらなくちゃいけない。そうすると、なかなか遅くなればなるほど大変なので、その方々は全員自分は大丈夫だと思ってるんだと思うんですけども、行った方かわいそうだなという話もございますので、早めに出していただけないかなと。そういうことで、その辺の見とおしもあれば教えていただきたいなと思います。

大槻総務専門部会長 異動内示でございますが、今日実はこの会議はじまります前に市長はじめ各町長の方々とこの会議がございまして、そこで意思確認をしております。日程等につきましては、人事でございますのでここで何日と申し上げるわけにはいきませんので、これは御理解いただきたい。これは、あと各町長の方々が御判断のもとにということになっておりますのでよろしくお願いいたします。

土井議長 そのほかありませんか。

(千葉(五)委員 挙手)

土井議長 はい、千葉(五)委員。

千葉(五)委員 これは本当によけいなことなんでしょうけれども、でもどこかでちょっと言いたかったんですけども。

今、仙台では楽天の野球のことで、市の方では石巻商工会議所ですか、そちらの方でもいろいろ楽天の応援をするような記事で見てるわけなんですけども。それで、ひょっと私も石巻市に実は市の鳥というのがないんですよね。それで、実は私の北上町はゴールデンイーグルなんです。つまりイヌワシなんです。それで、北上町の総務課長に、これは酒飲みながらなんですけれども、早く石巻市もイヌワシでも決めて少し楽天さんとやったらいいんじゃないかと冗談言いながらやってたんです。新市が発足してからこういう観光については決めるということになってるわけなんですけれども、実は山形県の八幡町もイヌワシを町の鳥にしてるんですね。それで、仙台の楽天さんに提携というかゴールデンペアみたいなことを申し入れたという、ちょっと前に河北新報に出てたんですよね。それで私の町も実はイヌワシなので、ぜひ検討するときにイヌワシをなんとかお願いできないかと、これは本当に冗談半分の話なんですけど、1つ頭の中に入れておいて欲しいなということをお願いします。

土井議長 そのほかございませんか。

(「なし」という声あり)

土井議長 他にないようですので、これで本日の議事を終わらせていただきますが、事務局から連絡事項がありますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

司会 事務局からの連絡事項でございますが、次回の会議、最後でございますが改めて文書で御通知申し上げますのでよろしくお願いたします。

## 6. 閉会

司会 以上をもちまして本日の日程の一切を終了いたしましたので、第27回石巻地域合併協議会を閉会させていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

上記会議の経過は事務局長木村耕二の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成17年 3月14日

石巻地域合併協議会

署名委員 阿 部 仁 州

署名委員 萬 代 壽 一